

【令和2年度】

# 第2回 公民館運営審議会

日時： 令和2年7月29日（水）  
午後2時～

場所： 岩間公民館 3階 視聴覚室

## 会 議 次 第

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 題  
(1) 地区公民館の今後の在り方について  
(地区公民館の用途について)
4. その他
5. 閉 会

笠間市立公民館

## 施設の用途別比較表

用途	公民館(社会教育施設)	コミュニティ(地域交流)センター	地域集会所
設置(管理)主体	市教育委員会	市長部局	自治会・行政区など
目的	各種講座の開設や社会教育団体の育成など	市民の交流や地域活性化及び地域活動など	地域における自治活動など
施設運営費用	市教育委員会予算	市長部局予算	地元予算
施設管理費用	市教育委員会予算	市長部局予算	地元予算 ※笠間市地域集会所建設補助金(市民活動課)あり 建設(補助率1/3以内) 移築・増改築(補助率1/3以内 100万円限度)
利用上の制限	営利・政治政党の選挙活動・宗教・会合などでの飲酒	条例に基づく <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     参考:笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例                       公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき                       施設の損傷又は滅失などの恐れがあるとき                 </div>	制限なし
メリット	市の維持管理により安定的な管理運営ができる	市の維持管理により安定的な管理運営ができる	地域の実情に応じた自由な利用が可能 教育施設としての制限がなくなり、多様な使用が可能
デメリット	維持管理について市の財政負担がある 教育施設であることによる利用上の制限がある	維持管理について市の財政負担がある	地元の費用・事務的負担増

NO	市町村名	中央公民館 (本館)	地区公民館 (分館)	所管課等	運営形態	施設管理費	運営費	コミュニティ センター	所管課等	運営形態	施設管理費	運営費
1	水戸市	0	0	※H15公民館・地区公民館を市民センターに	—	—	—	市民センター34	市民生活課	直営	市長部局予算	市長部局予算
2	ひたちなか市	0	0	※H26公民館をコミュニティセンターに	—	—	—	コミュニティセンター11	市民活動課	自治会組織運営	市長部局予算から補助	市長部局予算から補助
3	日立市	0	0	※H19公民館・地区公民館を交流センターに	—	—	—	交流センター23	コミュニティ推進課	指定管理(地域の運営組織)	市長部局予算	市長部局予算
4	つくば市	0	0	※H23公民館をコミュニティセンターへ	—	—	—	地域交流センター17	文化芸術課(市民部)	直営	市長部局予算	市長部局予算
5	桜川市	3	3(旧真壁のみ)	生涯学習課 ※分館3館については地域に諮り、必要あれば修繕し、地元管理。必要な場合は廃止の方向で検討中	直営	教育委員会予算	教育委員会予算	0	—	—	—	—
6	小美玉市	4	0	文化スポーツ振興部 生涯学習課(市長部局) R2.4~	直営	市長部局予算	市長部局予算	0	—	—	—	—
7	土浦市	0	8 (兼コミュニティセンター)	文化生涯学習課	直営	教育委員会予算	教育委員会予算	8 (兼公民館)	市民活動課	直営	教育委員会予算(市民委員会への補助)	教育委員会予算(市民委員会への補助)
8	那珂市	1	0	※合併後に分館(8館)廃止	直営	教育委員会予算	教育委員会予算	ふれあいセンター4	市民協働課	直営	市長部局予算	市長部局予算
9	常陸大宮市	5	大宮公民館分館8 山方公民館分館12	生涯学習課 ※R4分館廃止予定 市民協働課管轄の地区集会所とする	直営	教育委員会予算	教育委員会予算	コミュニティセンター2	市民協働課	指定管理(シルバー人材・地域の組織)	市長部局	市長部局
10	石岡市	1	分館2(石岡のみ) 地区公民館12(石岡地区4) (八郷地区8) ※八郷は地区から館長選任	※現在のところ分館2館について複合化などを検討の予定	直営	教育委員会予算	教育委員会予算	コミュニティセンター3 地区ふれあいセンター2	コミュニティ推進課	直営	市長部局予算	市長部局予算

# 社会教育法（抜粋）

## 第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

**第二十一条 公民館は、市町村が設置する。**

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

**3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。**

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

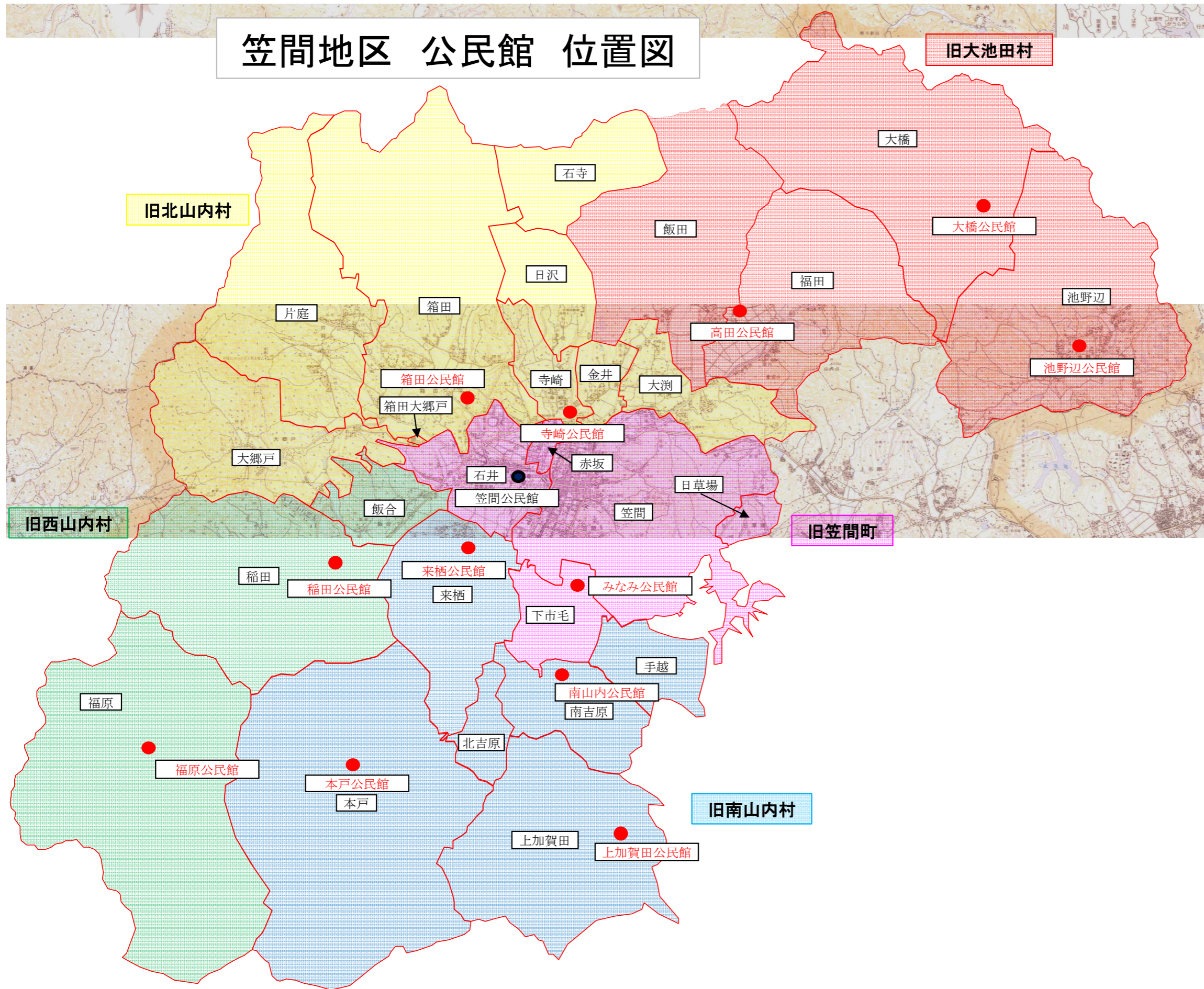
- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

**第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。**

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

# 笠間地区 公民館 位置図



**旧笠間町**  
 笠間公民館(本館)  
 地区公民館 1館  
 みなみ公民館  
 集会所等 13箇所

**旧大池田村**  
 地区公民館 3館  
 大橋公民館  
 池野辺公民館  
 高田公民館  
 集会所等 7箇所

**旧北山内村**  
 地区公民館 2館  
 箱田公民館  
 寺崎公民館  
 集会所等 13箇所

**旧南山内村**  
 地区公民館 4館  
 上加賀田公民館  
 南山内公民館  
 来栖公民館  
 本戸公民館  
 集会所等 13箇所

**旧西山内村**  
 地区公民館 2館  
 稲田公民館  
 福原公民館  
 集会所等 6箇所